



視 察 研 修 等 報 告 書

令和6年11月1日

坂井市議会

議長 戸板 進 殿

会 派 名 政新さかい
報 告 者 辻人志

1. 日 時 令和6年10月10日(木)
2. 視察研修先 (1) 幕張メッセ(千葉県千葉市)
(2) 参議院議員会館(東京都千代田区)
3. 視察研修内容 (1) 第14回農業 week 視察
(2) 被災家屋解体処理についてのレクチャー
4. 参加者 辻人志(政友会川畑孝治議員・伊藤宏実議員同行)

5. 内容詳細及び所見・感想等

(1) 第14回農業 week 視察

昨年に続いての視察であったが、期待していた国内事業者による鳥獣害対策の展示がほとんどなく、この分野における新規開発が滞っている印象を受けた。

今回目を引いたのは、一般財団法人機械振興協会技術研究所が立ち上げたコンシューマーアグリ研究会による農工連携事業で、「つながる」をテーマに、機械振興協会が開発した生産計画立案・管理システム「豊菜プランナー」を基盤技術として、製造業のソフトウェアやセンサなどの製品を連携させることで、農業生産者の経営に資する解決策を提供して農業DXを推進するものである。農業生産者の経営を考慮したうえで、販売・生産計画と播種から出荷までの情報が柔軟に活用できるため、市場に安心・安全・安定と、農産物を通したコンシューマーへの価値提供が実現するとのことであった。機械産業で培った生産技術を農業に適用する新しい農工連携事業に期待したい。

(2) 被災家屋解体処理についてのレクチャー

能登半島地震から半年以上が経過しているにもかかわらず壊れた建物の撤去が進んでいないのは、被害の規模の大きさと半島の先に位置する被災地の交通の便の悪さや人手不足などが妨げになっているが、建物の所有者が分からなかったり、遠くに避難していたりして解体に立ち会うことができないなどの要因も指摘されている。

このため倒壊家屋等の解体に対する行政の考え方や手順について、担当省庁である環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室の担当官からレクチャーを受けた。

損壊家屋等の解体・撤去は、私有財産の処分であることから、公費解体・撤去を行う場合でも所有者自らの申請、又は共有者の申請及び申請者以外の共有者全員の同意を得てからでないと進められないため公費解体が遅れていると言われているが、今回のレクチャーで、建物全体が倒壊又は流失しているものや、建物が火災により全焼しているもの、建物の壁がなくなり柱だけになっているものなど「建物性」が認められない場合は所有権が消滅しているとみなされ共有者等の関係者全員の同意がなくても市町の判断によって災害廃棄物として公費解体・撤去を行っても差支えないとのことだった。

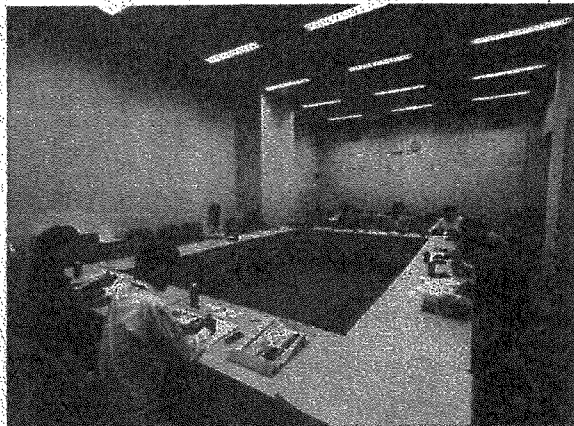
また「所有者不明建物管理制度」を活用することによって、市町が裁判所の許可を受けたうえで、所有者が不明の損壊家屋の解体を行うことができるとのことだった。

坂井市においても大地震やゲリラ豪雨のような災害を想定し訓練が行われているが、それに加え、被災後の早期復旧・復興を念頭にした対策の必要性も強く感じた。

7. 添付資料



▲農業 week の視察



▲環境省によるレクチャー

会 派 内 供 覧